

令和5年11月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年11月14日（火）10時
- 2 場 所 本館4階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長 蔵元洋一
教育委員 衛藤修身、八木秀和、太田かおり
- 4 欠席者 河本直子
- 5 事務局 教育部長 北原鉄也
教育部参事 森 秀輔
学校教育課長 船元幸徳
教育施設課長 清水秀一
生涯学習課長 亀井 誠
学校教育課課長補佐兼保健給食係長 野中康伸
学校指導課課長補佐 権藤信慶
学校教育課教育総務係長 秦 薫
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

臨時教育委員会議事日程

令和5年11月14日（火）10時00分

1 議決事項

第31号議案

中間市中央公民館条例に関する意見について

第32号議案

公の施設の指定管理者の指定に関する意見について

[開会時刻：10時00分]

蔵元教育長 おはようございます。
それでは定刻となりましたので令和5年11月の臨時教育委員会を開催したいと思います。
本日の会議に先立ちまして、河本教育委員から欠席の連絡が入っております。太田教育委員におかれましては、若干遅れて到着する予定でございます。3名以上の出席がございますので、会議は成立いたします。
それでは、議決事項第31号議案中間市中央公民館条例に関する意見についてと第32号議案公の施設の指定管理者の指定に関する意見についてです。順番で1号ずつ進めたいと思います。それでは、第31号議案について生涯学習課から説明をお願いします。

亀井生涯学習課長 第31号議案中間市中央公民館条例に関する意見について説明をさせていただきます。

現在、中間市中央公民館の機能を中間市総合会館に移転し、講座等の事業を行っております。令和6年4月1日から、現在の中間市保健センターとなっている施設に機能を再移転するため、中間市総合会館条例の一部となっている中央公民館の条文を独立させ、新たに中間市中央公民館条例を制定するものでございます。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日といたしております。

この条例につきまして、令和5年12月議会に上程いたしますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

蔵元教育長 それでは、ただいまの説明に対してご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 令和6年4月1日から今の中央公民館の機能を保健センターに移転するとの説明でしたが、建物も含めての移転でよろしいでしょうか。教えてください。

亀井生涯学習課長 建物につきましては、現在の保健センターの建物をそのまま活用いたしますことから、これまで生涯学習センターで行っていた貸し館業務等については、今後は行わない予定となっております。

衛藤教育委員 中央公民館について、教育委員会の議題等で廃止条例などありましたので調べてみました。令和2年4月27日の5月定例教育委員会で廃止の条例が出され、令和3年4月1日施行となっています。その条例が廃止されましたので、今まで総合会館の中に条例として入っていたものを今回独立させて、条例を新しく制定されるとの理解でよろしいでしょうか。

亀井生涯学習
課長 おっしゃるとおりでございます。

衛藤教育委員 それでは、現在の生涯学習課には、公民館係と社会教育係とスポーツ振興係があると思います。この3つの係がそのまま保健センターに移転したら、今までの講座申し込みや体育館使用等の受付窓口は、どのようになるのか教えてください。

亀井生涯学習
課長 中央公民館の講座ということで現生涯学習センターのサークル活動等につきましては、これまでどおり総合会館の利用をしていただくようにしております。受付につきましては、総合会館の受付窓口で行うことになっております。保健センターでは行わないようになります。今後、総合会館のサークルとして活動していただくような形をとります。

衛藤教育委員 現生涯学習センターが総合会館として利用されることに変わりサークル活動も今までと同じ場所で活動を続けていくことになり、参加者はこれまでどおり利用できるということですね。

亀井生涯学習
課長 そうです。

衛藤教育委員 中央公民館の本来の役目を調べたところ、
①誰もがちょっと立ち寄ってみたいくなる場
②自己の向上が願うとともに叶い、学びを大事にする場
③人づくり、地域づくりに貢献でき、リーダーが育つ場
④人の温かさと心配がにじみ、地域の絆をつなぐ場
と4つありました。
保健センターに移転したら住民同士が「集う」「学ぶ」「結ぶ」というのが十分にできるのかと思います。貸し館業務はしないとなると、市民の

皆さんが集まって、そこでお互いに「元気にしてる？」などの話をしながら、「集う」「学ぶ」「結ぶ」ができるのだろうかと思います。保健センターの2階には、広場や会議室になるような部屋もありますから、中央公民館として市民に開放したり、市民に利用してもらうような予定があるのか教えてください。

蔵元教育長 それでは、生涯学習課長から現時点での状況で構いませんので、令和6年4月以降の計画がありましたら教えてください。

亀井生涯学習課長 中央公民館の機能は保健センターに移動しますが、生涯学習課の3係とも保健センターに移転いたします。

保健センターが今入っている事務所に生涯学習課の3係が入りまして、保健センターは総合会館に移転し、入れ替わるような形になります。

そして、健診等は保健センターを利用していたのですが、今後は総合会館(現生涯学習センター)の体育館など、改修している部分で利用できる場所は利用していくのですが、大きなバス等の健診車が来たりすることもありますので、そういった場合は保健センターをこのまま利用していただくような形をとるのか検討している状況です。

中央公民館の講座等につきましては、今後も生涯学習センターの会議室であったり、ハピネスなかまの会議室、それからハーモニーホールの会議室、保健センターの2階の会議室等を利用しながら、講座や講演等を行っていく予定にしております。

それから、市民の方が集まる場所につきましては、特に貸し館は行いませんが、保健センター等で集まっていただくことも今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

衛藤教育委員 以前、社会教育施設等の在り方について検討委員会で協議したときに、旧中央公民館の場所は、歩いて行くのに非常に便利が良いし、何かあればすぐそこで話をしたり、情報交換をしたりできるので、「移動しないでほしい」「閉館をしないでほしい」という市民の意見がありました。今回、保健センターの場所に中央公民館が移転することになりますと、前述のような意見を持っておられる市民の方から喜ばれると思いますので、日常的に気軽に集えるような「中央公民館をますます使っていこう」という声が聞かれるような中央公民館に育ててほしいというのがお願いです。よろしく申し上げます。

それから青少年市民育成会議についてです。

これらの庶務の担当係があると思いますが、移転後もそのまま同じ形態で続けていただけるのか教えてください。

亀井生涯学習課長 青少年市民育成会議の事務局は、社会教育係が担っておりますのでそのまま移行し、継続して行う予定にしております。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等がございますでしょうか。
ないようですので、第32号議案公の施設の指定管理者の指定に関する意見について生涯学習課から説明をお願いします。

亀井生涯学習課長 第32号議案公の施設の指定管理者の指定に関する意見について説明いたします。

中間市民図書館、中間市社会体育施設、中間市市民会館の現在の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、新たに令和6年4月1日から令和7年9月30日までの1年6か月間の指定管理者の指定を行うものでございます。

なお、指定管理の候補者につきましては、中間市民図書館は図書館の規模、機能を考慮し、設置目的を効率的、効果的に達成していることから、現在選定している株式会社図書館流通センターに、中間市社会体育施設の体育文化センター他7施設につきまして、これまで築いてきた地域とのネットワークや密着型の運営に加え指定管理の経験とノウハウにより効率的、効果的な運営が期待されることから、一般社団法人中間市スポーツ協会に、中間市市民会館につきましては、平成18年度から当該施設の指定管理者として公益財団法人中間市文化振興財団が管理運営を行ってまいりました。施設の設置目的である市民の教育文化活動の支援、芸術文化振興に寄与しており、今後もこれまで以上の管理運営が期待されることから、同財団を指定管理者選定委員会の審議を経て選定いたしましたところでございます。

この公の施設の指定管理者の指定につきましては、令和5年12月議会に上程いたしますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により委員会の意見を求めるものでございます。

蔵元教育長 それでは、ただいまの生涯学習課からの説明に対してご意見ご質問等がございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 指定管理については5年に一度、委託業者を選定していくとの考え方に

基づいて、今度は5年目が終わりましたので、新しく選定されるのだと思います。説明で選定委員会の審議を経てとありましたが、選定委員会の委員はどのような方々で構成されているのか教えてください。

亀井生涯学習 委員長を副市長といたしまして、各部長級の職員が委員として選定委員会に参加しております。

衛藤教育委員 指定管理の指定期間が年度途中で切れるということはなかったと思います。1年半という指定期間になっていますが、これは理由があつてのことでしょうか。教えてください。

教育部長 通常3年から5年という指定期間が常かと思われるところでございますが、ご承知のように今中間市は、学校をはじめとする公共施設の再編を検討しているところでございます。その方向性がこの期間の中で決まった場合、即座に対応できるように短めに設定をしていくのもよいのではないかと提案が選定委員会の中であつたため、このような期間になつたところでございます。

衛藤教育委員 関連しまして、委託費の予算についてお尋ねします。
令和5年度の委託費ですが、市民図書館4,500万円と、社会体育施設が4,675万8,000円、市民会館9,350万円となっています。市民会館であるハーモニーホール9,350万円の事業について亀井生涯学習課長から説明がありましたが、講座数などは、コロナ前の方が多かったように思います。それから、中間市が9,350万円の委託費を公益財団法人に払うのであれば、あれだけ立派な施設があるので自分で自主財源を得るようにしてほしいと思います。その点につきましては、来年度はどのような予定でしょうか。

亀井生涯学習 来年度につきましては、まだ事業計画等が提出されておきませんので、お答えをすることは出来ないのですが、令和2年度につきましては事業回数が21事業でございます。令和5年度につきましては37事業の大幅な増加を計画して、現在運営しているところでございます。
それから、自主事業収入をもってするということでございますけれども、あくまでもその部分につきましては、公益財団法人の企業努力といえますか、そういう部分でございますので、その部分をまた、指定管理料から減らすということになりますと、公益財団法人の運営上、大幅な

減額になりますので、その辺りは指定管理料に反映させるべきではないのではないかと考えております。

衛藤教育委員 基本的には「委託をお願いしてこれだけでやってください」「あとはお宅の方でそれなりの予算と財源は作ってください」という一般的に考えたらそのような委託の仕方ではないのかと思います。例えば家でも「1,000万円しか予算ありませんから1,000万円で建ててください」「できなければお宅の方で努力するか、それなりの工夫で作ってください」ということで建築会社をお願いするような方法で委託することになると思うのですが、一般的に考えたら9,000万円しか予算がありませんから、あとは自分のところで財源を作ってください。そのような考え方ではできないのか教えてください。

亀井生涯学習課長 もちろん公益財団法人の自主事業の収益等会館の貸し館業務等によって収入を当然上げている部分でございますので、それも含めたところで公益財団法人の運営費というところでやっているところであります。

衛藤教育委員 なぜ、私がそのことを尋ねるかと言いますと、中間市立病院へ中間市の1施設として毎年1億数千万円の繰り出しをしていたと記憶しています。それが続いて立ち行かなくなり、施設の老朽化等も含め様々な諸条件を含めて、中間市立病院が閉院になってしまったと思います。ハーモニーホールもそのようになってはいけないと思いますので、9,000万円を毎年出し続けるのが無理だから、結局閉館せざるを得ないようになるのではないかと心配になります。そうならないようにするために、もう少し自主財源として頑張ってください、中間市からの委託金が少なくなるように出来ないものかと思います。令和4年度からすると9,000万円のうちの352万円の委託料が減ったようですが、これからも頑張ってくださいと思います。

いろいろな状況で施設の補修等をされてるわけですから、新たなスタートを切ることができると思います。自主財源の確保については大変難しいことだということはよく分かりますが、企業努力を続けていただければと願っています。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。

公の施設の指定管理については、平成15年の地方自治法の改正によって全ての自治体が3年以内に条例をつくって、全ての公共施設を管理運

営し、これまで中間市が出資する団体であったりだとか、そういった団体にしか委託が出来なかったものを広く民間にまで広げようとして始まった制度でございます。ということで、市民サービスの向上と経常経費の削減ということが、目的で指定管理者制度というのが始まりました。衛藤教育委員が言われるように、それと公営企業法に基づいてやっている病院は、全く別のものでございます。歳入をもって収益をもって経営にあたりなさいというのが公営企業法に基づいて設置された中間市立病院です。それが法定の繰り出しを、今まで1億数千万円ずつしていましたが、累積の赤字が10億円近くになって、銀行がこれ以上お金を貸せないということになったので、苦渋の選択としてこのようになりました。理由としましては、当時出来た病院が全く違う中間市立病院以外の病院や、大きな総合病院が近隣に出来たため収益が悪化したということでございます。

一方、ハーモニーホールであったり文化施設等々は、あくまでも収益を上げる施設ではありませんが、衛藤教育委員がおっしゃるとおり、経営努力というのは不断にやっつけていかなければいけないことでございます。

9,350万円から8,600万円の削減でも率からいうとかなりすごい経営努力を行ったと思います。最大の収入源である大ホールの収容人数によって、開催できる興行が限られてくるということです。そうした中でも9,300万円から8,600万円ということで、経営の努力は見え始めてはいるのですが、事業数についても21本から37本ということで増えてますが、まだまだ足りないと言われるのは、もっともなご意見だと思います。今後も引き続き、より良い質の高い生涯学習社会教育のサービスを提供していくように努力をしていきたいと考えております。

その他ご意見ご質問等があればお願いします。

それではないようですので、これをもちまして令和5年11月の臨時教育委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

[閉会時刻：10時34分]

令和 6 年 2 月 6 日

教育委員 八木 秀和

教育委員 衛藤 修身